

第6章 土地利用の基本方針とランドデザイン

1 土地利用の基本方針

本市は、県内第6位の市域面積を誇り、南部は緑豊かな脊振山系の森林地域、北部は玄界灘に面した海岸地域となっており、その間には豊かな田園地域が広がり、旧唐津街道沿いを中心に市街地が形成されるなど、多様な土地利用が行われています。

土地は、生活や産業などのあらゆる活動の共通基盤であり、新市の発展に大きな影響を与える要素です。そのため、自然的・経済的・社会的・文化的諸条件を考慮し、次の4つの基本的視点をもって、バランスの取れた適正な利用・整備・保全を進めます。

■土地利用の4つの基本方針



本土地利用の基本方針に従い、本市域を、次のとおり[都市的整備ゾーン][農業・農村振興ゾーン][森林保全ゾーン][玄界灘海岸ゾーン][観光・レク・交流ゾーン]の5つに区分し、ゾーン毎の土地利用の整備方針を定めます。

(1) 都市的整備ゾーン

都市機能を集積し、本市における利便性と賑わいを創出するゾーンで、自然環境の保全や農林水産業との調和を図りつつ、健康で文化的な生活環境と都市活動を確保します。

本ゾーンは、①都市拠点地域、②九州大学連携地域、③商業地域、④工業・流通地域、⑤住宅地域の5つの地域により構成し、計画的・総合的な誘導を推進します。

① 都市拠点地域

コンパクトな都市的土地利用を図るため、J R筑前前原駅周辺、J R波多江駅周辺、J R筑前深江駅周辺、志摩初地区周辺を都市機能が集積する核と位置付け、交通ネットワーク機能の強化、文化・公共的施設の配置など、人が集うことを想定した快適な都市空間と賑わいを生み出す地域として整備します。

② 九州大学連携地域

九州大学伊都キャンパス西側周辺、西九州自動車道前原インターチェンジ周辺、二丈武・二丈松国地区は、九州大学との連携を意識した、企業・研究施設の立地や、学生・教職員の居住のための地域として整備します。

③ 商業地域

J R筑前前原駅周辺、J R波多江駅周辺、国道202号沿線、志摩初地区周辺、J R筑前深江駅周辺では、魅力的で賑わいのある商業地を形成し、地場産業の活性化を図ります。

④ 工業・流通地域

西九州自動車道前原インターチェンジ周辺、国道202号バイパス沿線、志摩松隈・志摩馬場地区周辺では、交通利便性を生かした工業・流通企業の立地を促進します。

⑤住宅地域

既存の住宅地域は、下水道などの生活基盤の整備を進め、緑豊かで利便性の高い良好な居住環境を形成します。また、新たな人口の受け皿として土地区画整理事業※や地区計画制度※を導入し、適正な市街地整備を進めます。加えて、鉄道利用の利便性を向上させるため、J R 筑前前原駅と J R 波多江駅との間に新駅の設置を促進します。

(2) 農業・農村振興ゾーン

ほとんどが農業振興地域※の農用地に指定されているゾーンで、優良農地の保全に努めながら、本市の基幹産業の1つである農業基盤の維持と強化を図ります。

また、農業集落の生活環境の改善を進めるとともに、地産地消の推進や市民農園※としての活用、グリーンツーリズムの推進などを通じて、都市部との交流・連携を図ります。

(3) 森林保全ゾーン

脊振雷山県立自然公園とその周辺の森林、糸島半島の内陸部にある森林からなるゾーンで、林産物の供給をはじめ、水源のかん養、河川や海の水質保全、良好な景観の維持、地球温暖化の防止など、森林が有する多面的な機能の維持に努めます。

また、漁業関係者をはじめ多くの市民に森林の持つ公益的機能を理解してもらい、林業の担い手不足に起因する荒廃林をボランティアなどと協力して整備し、森林や里山の保全を進めます。

(4) 玄界灘海岸ゾーン

玄海国定公園に指定された地域とその周辺からなるゾーンで、風光明媚な景観や自然環境を保全しつつ、水産資源の適切な保存・育成・管理と水産物の安定供給を進めます。

また、漁港をはじめとする漁業関連施設や漁村集落環境の改善に加え、新鮮で安全な水産物の提供、漁業と観光を組み合わせたブルーツーリズムの推進など、水産業の振興を図ります。

(5) 観光・レク・交流ゾーン

豊かな自然環境を保全しながら、これらを生かした観光・レクリエーションと交流を促進します。

また、出土品群が国宝に指定されている平原遺跡をはじめとした史跡など、多様な地域資源を生かし、本市の歴史と文化を感じることでできる拠点の形成を図ります。



都市的整備ゾーン



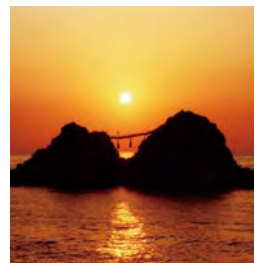
農業・農村振興ゾーン



森林保全ゾーン



玄界灘海岸ゾーン



観光・レク・交流ゾーン

用語解説

- **土地区画整理事業**……………住宅や公共施設の整備を目的とし、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
- **地区計画制度**……………一体的な街区について、開発や建築を規制・誘導するために、道路、公園、建築物などに関し必要な事項を定めたまちづくりのルール。
- **農業振興地域**……………「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が策定する農業振興地域整備計画の中で、今後とも長期にわたって農業を振興していくことが必要であると定められた地域。
- **市民農園**……………農業者以外の都市住民が、レクリエーションや生きがいづくりを目的に、自家消費のために野菜などを栽培する小面積に区分された農地。糸島市内には13の市民農園が開設されている。(H22年度)